6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書作成の要否　要
⑶　関連情報を入手するための照会窓口　担当部署（東日本高速道路株式会社　技術本部　技術部　調達企画課）
⑷　業務提案書のヒアリングを行う。
⑸　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tatsuo Sato, Chairman and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classifications of the products to be procured : 76
⑶　Subject matter of the contract : 2012, 2013 public relations tool production duties
⑷　Duration of policy : from the next day of a conclusion of a contract day to April 16, 2014.
⑸　Delivery place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :
①　not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures
②　Corporate businessperformance
The company which wishes to participate in this business has to have the following track records : The experience that produced the company newsletters for more than 5,000 persons who works in companies, administrative offices, a Independent administrative institution, School corporation and so on every month in a year (continuing for 12 months) after 2007.
＊Company with group companies are possible to include the number of employees of group companies
＊If you submit the track record of having carried out from the plan to work in the 2011 fiscal year, it is good with 9 times or more of issue track records based on 12 issue plans in a year.
③　Past records of works of person who will be responsible for this work
・Records of the work of a person who will be responsible for this work as a chief : he must have the above ⑵ experience as a chief after fiscal 2007
・Records of the work of a person who will be responsible for this work as a worker : he must have the above ⑵ experience that he had worked directly as a worker after fiscal 2007
The person who will be responsible for this work as a chief and the person who will be responsible for this work as a worker can not be concurrently
⑺　Time limit to express interests : 16 : 00. January 26, 2012
⑻　Time limit for the submission of proposals : 16 : 00. March 19, 2012
⑼　Contact point for the notice : Moriyuki Mitsuzuka, Deputy manager of Procurement & Contract Planning Division, Engineering, Technology & Procurement Department, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

（仮称）大手町二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成23年12月21日
独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
○第18号
1　業務概要
⑴　業務名　（仮称）大手町二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務
⑵　業務内容　（仮称）大手町二丁目地区再開発施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行う。
①　基本設計
②　目標工事費算定用図面作成
③　工事費積算
⑶　履行期限　平成25年６月15日（予定）
2　申請の時期　平成23年12月21日から平成24年１月19日までとする（土曜日、日曜日、祝日及び独立行政法人都市再生機構の休業日を除く。）。
なお、平成24年１月19日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
3　申請の方法
⑴　設計共同体としての競争参加資格申請書の入手方法　「設計共同体としての競争参加資格申請書」（以下「申請書」という。）は、平成23年12月21日から、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部契約チーム（〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13階　電話03―5323―0637）において設計共同体として資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「（仮称）大手町二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月29日官報（政府調達第204号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　資格　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。
・構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑥については設計共同体の代表者が満たすこと。
①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。
②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。
③　当機構関東地区における平成23・24年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。
④　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑥　平成13年度以降に契約履行が完了した国内での設計業務において、元請として履行した以下のⅠ及びⅡの同種業務の実績を有すること。ただし、共同企業体であった場合は、出資比率が50％以上のものとする。
Ⅰ　最高高さ125m以上かつ、延べ床面積100,000㎡以上の事務所建築物の建築設計及び設備設計業務
Ⅱ　市街地再開発事業にかかる建築設計業務
（「事務所建築物」には、事務所と他用途との複合建築物で床面積の50％以上が事務所であるものを含む。）
（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第１号に定める事業をいう。）
⑵　業務形態
①　構成員の業務分担が、業務の内容により、（仮称）大手町二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。